

奈良県税事務所では、買取再販に係る不動産取得税の減額手続きは、課税後の処理となります。減額・還付に必要な書類は下記のとおりです。

また、徴収猶予の手続きについては、受付しておりませんので、ご了承ください。

◆減額・還付申請に必要となる書類

<住宅部分>

- (1) 不動産取得税申請書（第4 1号様式）
- (2) 当該住宅の登記事項証明書
- (3) 不動産購入時の売買契約書
- (4) 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等
- (5) 宅地建物取引業者免許証の写し
- (6) 当該住宅の住所が記載された買主の住民票の写し
- (7) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類（耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し（耐震等級が1、2又は3であるものに限る）、保険証券の写し又は保険付保証明書）※昭和57年1月1日以降に新築された家屋は除く。
- (8) 増改築等工事証明書
- (9) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（保険証券の写し又は保険付保証明書）※給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を行った場合のみ
- (10) 口座振替申出書（還付が必要な場合）

<土地部分に係る減額も受ける場合>

- (11) 不動産取得税申請書（第4 2号様式）
- (12) 「安心R住宅調査報告書」（特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第10条第1項に規定する標章を使用した同条第2項第1号に規定する書面）の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（保険証券の写し又は保険付保証明書）
- (13) 当該土地の登記事項証明書

◆「買取再販で扱われる住宅の取得等に係る不動産取得税の特例措置について」ほか、工事証明書等の様式は国土交通省HP「買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置」に掲載しています。

URL : [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000024.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000024.html)